

◎農地法第5条関係		原本	北°-
【5条申請】			
(1)	農地法第5条の規定による許可申請書 ※譲渡人・譲受人が複数の場合はその分追加	3	—
(2)	譲渡人の印鑑登録証明書 ※法人の場合は履歴事項全部証明及び定款も提出	1	1
(3)	譲受人の印鑑登録証明書 ※法人の場合は履歴事項全部証明及び定款も提出	1	1
(4)	土地登記簿謄本（事項証明書） ※法務局 ※直近の登記簿謄本とする。 ※土地所有者の現在の住所と土地登記簿謄本記載の住所が異なる場合、同一人であることを確認出来る書類を添付。 両方の住所の記載がある住民票、戸籍の付票など。	1	1
(5)	公図 ※法務局 ※直近の公図とする。	1	1
	申請に係る土地が所有権の移転、権利の設定で分筆・地目変更等の登記手続きが生じる場合には法務局に提出する地積測量図を添付すること。	1	1
(6)	設置事業計画書 ※一般個人住宅、共同住宅の場合は不要	1	1
(7)	関連図面（申請地の位置図、建物の平面図・立面図・配置図（污水处理施設は要表示）・行程表・駐車場の配置図 ※建物等は建築確認申請と同等の図面	1	1
(8)	代替地検討書（検討した土地の位置図も添付） ※検討地には原野・宅地も含めてください。	1	1
(9)	資金計画書 ※資金の証明となる残高証明書・融資証明書等、経費の証明となる見積書等・土地売買契約書等の添付は必須 ※証明書の日付は提出日の3ヶ月以内	1	1
(10)	移住計画書（島外の申請者が住宅等を建設する場合）	1	1
【必要に応じて提出する書類(申請人の責任において必ず確認してください。)]			
(1)	申請地が土地改良区域内の場合は土地改良区の意見書 ※宮古土地改良区	1	1
(2)	申請地が土地区画整理事業区域内の場合は仮換地証明及び仮換地図	1	1
(3)	申請者は行政書士、又は申請者の親族(二親等)まで、法人は社員であるものが分かる書類	1	1
(4)	他法令に定める許可、認可、関係機関の決議書要する場合において、これを了しているときは、その旨を証明する書類(則第47条、則第57条)	1	1
	1. 許認可の申請したことを証する書面（許認可証の写し、又はこれを証する書面及び協議書）		
	（例）宮古島市景観条例、都市計画法、赤土等流出防止条例、沖縄県土保全条例、沖縄県立自然公園条例、宮古島市地下水保全条例、文化財保護条例 ※別紙、他法令事前確認事項		
(5)	建売住宅、宅地分譲の場合は宅建取引業の免許証の写し 宅地分譲は(9)も含む。	1	1
(6)	農地以外の土地と一体利用する事業計画の場合は当該土地の土地登記簿謄本（事項証明書）	1	1
(7)	土地の相続が未登記の場合は申請人が権利者であることが確認できる相続系譜図、戸籍謄本、遺産分割協議書	1	1
(8)	申請地への進入路の土地所有者が申請人ではない場合は土地所有者の通行同意書、もしくは通行地役権を登記した土地登記簿謄本	1	1
(9)	建築条件付き売買予定地の場合は自ら建築する場合の標準的な建物の平面・配置図（污水处理施設は要表示）及び建築面積求積図、全ての区画が売れ残った場合に全区画を建築する経費及び資金の証明、確約書、事業計画書（宅建取引業免許証、建設業許可証を添付）、行程表、土地売買契約の一般的な契約書案（契約解除の規定が盛り込まれているもの）	1	1
その他	農地転用許可と開発許可等と関連して法令に定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合要件が整わなければ転用許可が下りません。農地転用申請は他法令の許可等と併せて申請してください。		
	申請書の日付けは必須、登記簿・公図・印鑑登録証明書は提出日の3ヶ月以内のものを提出してください。		
	申請内容により確認のための資料を上記以外に別途要求する事があります。		
	申請日の締切日は、毎月20日の午後3時まで（土日祝日等の閉庁日にあたっては翌開庁日）となります。		

農地法第4条第1項・第5条第1項
農地転用許可申請にあたっての事前確認事項

譲受人・申請人：

譲渡人：

	要 件	関係法令 ・条例	申請者チェック☐		担当部署
土地 利用 関係	500㎡以上 (建築・造成を伴う場合) ※受理には約2ヶ月程度がかかります。	宮古島市景観条例	☐ 確認	☐ 必要 ☐ 不要	(市)都市計画課
	1,000㎡以上 (建築・造成・切盛土を伴う場合)	赤土等流出防止条例	☐ 確認	☐ 必要 ☐ 不要	(県)宮古保健所
	3,000㎡以上 (伊良部以外で建築を伴わない場合) (伊良部で建築を伴う場合)	県土保全条例	☐ 確認	☐ 必要 ☐ 不要	(県)県土・跡地利用 対策課
	3,000㎡以上 (伊良部以外で建築を伴う場合)	都市計画法 (開発行為)	☐ 確認	☐ 必要 ☐ 不要	(県)宮古土木事務所 建築班 (市)都市計画課
	10,000㎡以上 (伊良部で建築を伴う場合)	都市計画法 (開発行為)	☐ 確認	☐ 必要 ☐ 不要	(県)宮古土木事務所 建築班 (市)都市計画課
そ の 他	農振農用地区域	農振法	☐ 確認	☐ 区域 ☐ 区域外	(市)農政課
	国営かんがい受益地域	土地改良法	☐ 確認	☐ 受益地 ☐ 受益地外	(市)農村整備課
	水道水源保全地域内で地下水を 汚染するおそれのある事業や施設 の建築を伴う場合	地下水保全条例	☐ 確認	☐ 必要 ☐ 不要	(市)水道総務課
	文化財等の有無の確認	文化財	☐ 確認	☐ 有 ☐ 無	(市) 生涯学習振興課
	接道していない場合	建築基準法 (位置指定道路)	☐ 確認	☐ 必要 ☐ 不要	(県)宮古土木事務所 建築班
	過去に受けた許可の報告(進捗・利用 状況・完了等)	農地法	☐ 確認	☐ 必要 ☐ 不要	(市)農業委員会

※農地転用許可と開発許可等と関連して、法令に定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を
必要とする場合など要件が整わなければ転用許可が下りません。そのため申請者等は他法令等の届出
の許可、対象外確認書を受けてから農地転用申請書と併せて提出してください。